

認定師制度と教育セミナー受講について

日本口蓋裂学会では、2017年5月の理事会、社員総会にて「口唇裂・口蓋裂認定師の資格制度」を進めることになりました。

口唇裂・口蓋裂認定師の資格を取得するための申請資格（規約第3章第5条）を示しますと、

・認定師申請資格

（認定師申請資格）以下の条件をすべて満たすものとする。

- 1) 各職種の免許証を取得後5年以上経過しているもの
- 2) 5年以上引き続いて日本口蓋裂学会の正会員であるもの
- 3) 口唇裂・口蓋裂医療に5年以上従事し、第7条に定める記録を有するもの
- 4) 口唇裂・口蓋裂に関する業績を有するもの。内容要件は手引きに定める。
- 5) 日本口蓋裂学会総会・学術集会において開催される教育セミナーを2回以上受講していること。ただし、同一年の複数の受講証明は認めない。

各分野とは、矯正歯科、口腔外科、形成外科、音声言語、耳鼻咽喉科、補綴歯科、小児歯科、その他の歯科、その他の分野*です。「その他の分野」につきましては、制度が固まってから認定作業を始めます。

認定師資格申請単位認定教育セミナー：第1回教育セミナーは、第42回日本口蓋裂学会総会・学術集会の第2日目（5月25日（金））夕に教育セミナー2（1時間予定）として開催します。（教育セミナー1は、認定師資格申請単位認定セミナーには該当しません。）

受講証明方法：受講証明に1,000円を申し受けます。受講証明書用紙は、学術集会2日目（5月25日（金））に学術集会の総合受付近くに設定します。教育セミナー前に購入いただき、完全受講された上で、受講直後に会場内と出口で受講証の半券を提出してください。残りの半券はご自分で保管してください。この保管していただく半券は認定師資格申請時に必要です。なお、受講証明書の提出がないときには、受講したとは認められませんので、予めご了承ください。

認定師制度について：第42回日本口蓋裂学会の第1日目（5月24日（木））夕に学会説明会（仮称）にてご説明致します。

上記、認定師制度と教育セミナーについてご承知いただきますようご案内いたします。

第42回日本口蓋裂学会総会・学術集会 会長
日本口蓋裂学会 認定師制度検討委員会委員長
楠本健司